

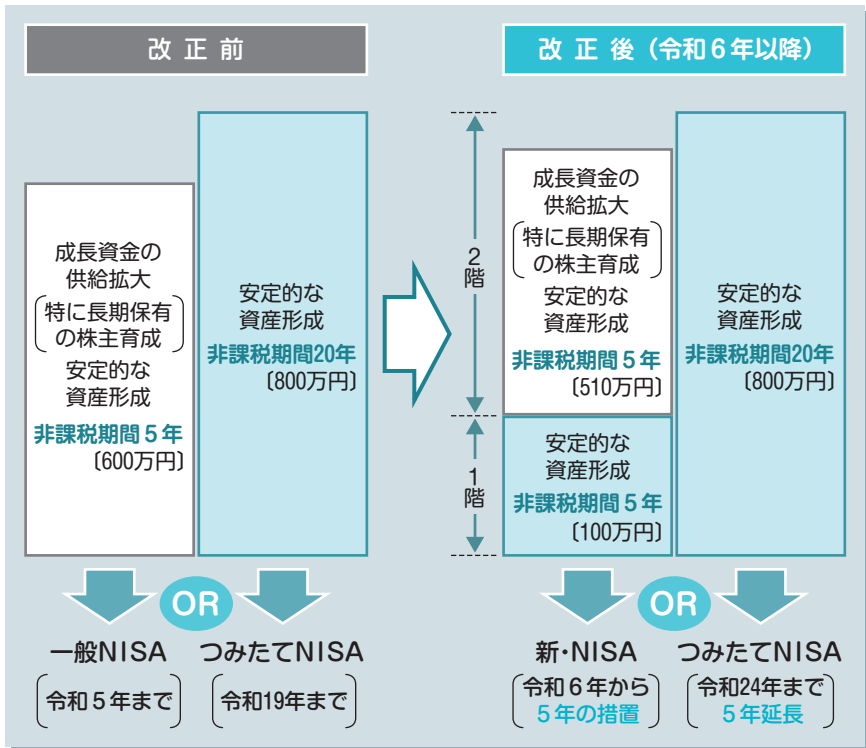
Ⅲ 個人にかかる税制

改正のポイント

1 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）等の整備

NISA制度について、少額からの積立・分散投資をさらに促進する方向での見直しが行われました。

◎改正の概要



(金融庁資料を基に作成)

	新・NISA (令和6年から5年間)	いずれかを 選択	つみたてNISA (5年間延長)
年間の 投資上限額	2階 102万円 1階 20万円 ※ より多くの国民に積立・分散投資を経験 してもらうため、原則として、2階の非課 税枠を利用するためには1階での積立投資 が必要。 ※ 例外として、成長資金の供給拡大（特に 長期保有の株主育成）の観点から、NISA 口座を開設していた者又は投資経験者が 2階で上場株式のみに投資する場合は、1 階での積立投資は不要。		40万円
非課税期間	2階 5年間 1階 5年間（終了後は「つみたて NISA」への移行可能）		20年間
口座開設 可能期間	令和5年 まで → 令和10年 まで (5年間措置)		令和19年 まで → 令和24年 まで (5年間延長)
投資対象 商品	2階 上場株式・公募株式投資信託 等(注) 1階 つみたてNISAと同様 (積立・分散投資に適した一 定の公募株式投資信託等)		積立・分散投資に適した一定 の公募株式投資信託等

（備考）「ジュニアNISA」は延長せずに、令和5年末で終了。

（注）レバレッジを効かせている投資信託、及び上場株式のうち整理銘柄・監視銘柄を投資対象から除外。

（金融庁資料を基に作成）

改正前の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置（一般NISA）の勘定設定期間の終了にあわせ、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置（新・NISA）が創設され、改正前の非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）と選択して適用できることとされました。

（1）特定非課税累積投資契約に係る非課税措置（新・NISA）

（措法9の8、37の14、措令25の13、措規18の15の3、改所法等附68）

居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間（非課税期間）の特定累積投資勘定又は特定非課

税管理勘定に係る次の①及び②に掲げるものについては、所得税及び個人住民税が課されないこととされました。

- (注1) **特定非課税累積投資契約**…下記①及び②の非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した公募等株式投資信託の受益権の定期かつ継続的な方法による買付け等に関する契約で、その契約書において、公募等株式投資信託の受益権の管理は特定累積投資勘定において行うこと及び上場株式等の管理は特定非課税管理勘定において行うことなど一定の事項が定められているもの。
- (注2) **特定累積投資勘定**…特定非課税累積投資契約に基づき非課税口座で管理される公募等株式投資信託の受益権を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの各年のうち改正前の累積投資勘定が設定される年以外の年に設けられるもの。
- (注3) **特定非課税管理勘定**…特定非課税累積投資契約に基づき非課税口座で管理される上場株式等を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定と同時に設けられるもの。

①	非課税期間内に支払を受けるべき公募等株式投資信託及び上場株式等の配当等（金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。）
②	非課税期間内に公募等株式投資信託の受益権及び上場株式等の特定非課税累積投資契約に基づく譲渡等をした場合のその譲渡等による譲渡所得等

- (注4) 上記②の場合、公募等株式投資信託の受益権の譲渡等による損失金額及び上場株式等の譲渡等による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなされます。
- (注5) 令和5年12月31日に令和5年分の非課税管理勘定を設定している居住者等については、令和6年1月1日において、その勘定に係る非課税口座に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられることとする等の所要の措置が講じられました。

(2) N I S Aに関するその他の改正

(措法9の8、9の9、37の14、37の14の2、措令25の13の8)

①	非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてN I S A）の勘定設定期間が令和24年12月31日まで5年延長されました。
②	未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアN I S A）について、未成年者口座開設可能期間は延長せずに令和5年12月31日までで終了することとされ、その終了にあわせ、令和6年1月1日以後は、課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことができることとされました。

2 エンジェル税制の見直し

エンジェル税制（特定中小会社が発行した株式に関する課税の特例）は、ベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対する税制上の優遇措置です。

投資した年と売却した年のそれぞれにおいて優遇措置が設けられています。

◎改正前の制度の概要（投資した年に受けられる所得税の優遇措置）

いわゆる優遇措置 A

一定のベンチャー企業への投資額につき、その年の総所得金額から控除できる

いわゆる優遇措置 B

一定のベンチャー企業への投資額につき、その年の他の株式譲渡益から控除できる

なお、売却した年の措置（譲渡損失の繰越控除等）は、A又はBの要件のいずれかを満たせば適用されます。

(1) エンジェル投資のすそ野拡大（少額投資家への普及等）

（措法37の13、41の19）

改正前、エンジェル税制対象企業の確認を行える者は、都道府県と、優遇措置 Bについては、経済産業大臣の認定を受けたファンド（認定ファンド）が認められていました。改正により、優遇措置 Aについても認定ファンドによる確認が、また優遇措置 Aと B 共に経済産業大臣の認定を受けた認定クラウドファンディング業者による確認が追加されました。

◎確認事務を行う者

優遇措置 A	優遇措置 B
都道府県	都道府県
認定ファンド	認定ファンド
認定クラウドファンディング業者	認定クラウドファンディング業者
<input type="checkbox"/> 追加	

適用関係

上記の改正は、令和2年4月1日以後に払込みにより取得をする特定株式又は特定新規株式について適用されます。(改所法等附6)

(2) 事業化まで長期に渡って研究開発を続けるベンチャー企業に対する資金供給の強化 (いわゆる優遇措置Aについて)

(措法41の19、措令26の28の3、措規19の11)

法定の「成長性」確認項目	設立1年目	設立2年目	設立3年目	設立4,5年目
	<ul style="list-style-type: none">● 研究者又は新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員、従業員の10%以上 (最初の事業年度が経過している会社は以下の要件も満たす必要)● 前事業年度までの営業活動によるキャッシュフローが赤字	<ul style="list-style-type: none">● 新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員、従業員の10%以上又は試験研究費等が収入金額の3%超 【改正後：5%超】● 前事業年度までの営業活動によるキャッシュフローが赤字	<ul style="list-style-type: none">● 売上高成長率25%超又は試験研究費等が収入金額の3%超 【改正後：5%超】● 前事業年度までの営業活動によるキャッシュフローが赤字	<ul style="list-style-type: none">● <u>試験研究費等が収入金額の5%超</u>● <u>前事業年度までの営業活動によるキャッシュフローが赤字</u> <p>新たにエンジェル投資の対象に</p>

※ 投資家ごとの年間控除対象投資額を**1,000万円から800万円に変更**

(注) 新事業活動従事者…新規製品やサービスの企画・開発に従事する者や、新規製品やサービスの広告宣伝や市場調査の企画を行う者。

(財務省資料を基に作成)

適用関係

上記の改正は、令和2年4月1日以後に払込みにより取得をする特定新規株式について適用されます。(改所法等附74①②)

ただし、投資家ごとの年間控除対象投資額が800万円とされる部分は令和3年1月1日から適用となります。(改措令附1三、26)

3

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

(所法2三十、三十一、80、81、187、190、194、195、203の3、203の6、所令11の2、旧措法41の17、別表2～別表4、地法23、34、292、314の2他)

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置

居住者が、現に婚姻をしていない者等のうち次に掲げる要件を満たすもの（寡婦又は寡夫である者を除きます。）である場合には、その者のその年分の総所得金額等から35万円（個人住民税は30万円）が控除されることとなりました。

①	その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。）を有すること。				
②	合計所得金額が500万円以下であること。				
③	次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□</td> <td>その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。</td> </tr> </table>	イ	その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと。	□	その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。
イ	その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと。				
□	その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。				

適用関係

上記の改正は、令和2年分以後の所得税及び令和3年度分以後の住民税について適用されます。なお、給与所得者については令和2年分の年末調整において適用できることとされるほか、所要の経過措置が講じられています。また、上記の控除については、令和3年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できます。（改所法等附2、8、9、改地法等附1二）

(2) 寡婦（夫）控除の改組

次の見直しが行われた上で、改正前の寡婦（夫）控除がひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除（控除額27万円〔個人住民税は26万円〕）に改組されました。

- ① 扶養親族その他その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限ります。）を有する寡婦の要件に、合計所得金額が50万円以下であることが加えられました。
- ② 次に掲げるいずれかの要件を満たすことが加えられました。

イ	その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと。
□	その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。

- ③ 一般の寡婦に該当する人が、一定の要件を満たす場合は、控除額が27万円から35万円に（個人住民税は26万円から30万円に）増額される寡婦控除の特例が廃止されました。

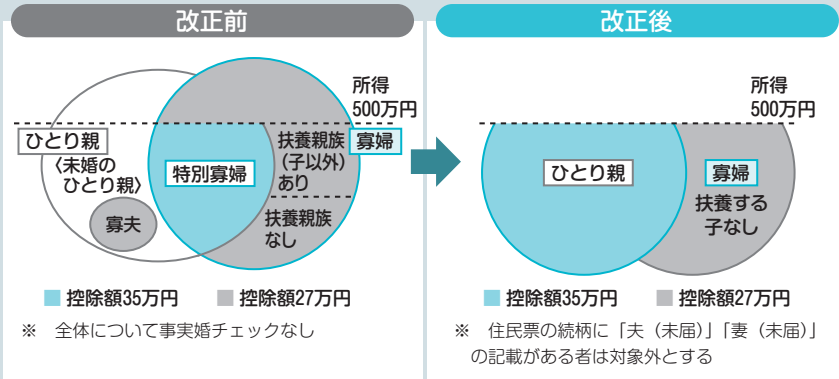
適用関係

上記の改正は、令和2年分以後の所得税及び令和3年度分以後の住民税について適用するほか、所要の経過措置が講じられています。

（改所法等附2、6、54、改地法等附1二）

参考 ひとり親控除・寡婦（夫）控除の対象者と控除額

【全てのひとり親に同様の控除が適用されます】



【改正前後の所得税における所得控除の額（万円）】

改正前

寡婦（夫）控除

配偶関係	死別		離別		
	500以下	500超	500以下	500超	
本人所得	500以下	500超	500以下	500超	
扶養親族	有子	35	27	35	27
	有子以外	27	27	27	27
	無	27	—	—	—

配偶関係	死別		離別		
	500以下	500超	500以下	500超	
本人所得	500以下	500超	500以下	500超	
扶養親族	有子	27	—	27	—
	有子以外	—	—	—	—
	無	—	—	—	—

改正後

配偶関係	死別		離別		未婚のひとり親 500以下
	500以下	500超	500以下	500超	
本人所得	500以下	500超	500以下	500超	500以下
扶養親族	有子	35	—	35	—
	有子以外	27	—	27	—
	無	27	—	—	—

↓ 寡婦控除 ↓ ひとり親控除

配偶関係	死別		離別		未婚のひとり親 500以下
	500以下	500超	500以下	500超	
本人所得	500以下	500超	500以下	500超	500以下
扶養親族	有子	35	—	35	—
	有子以外	—	—	—	—
	無	—	—	—	—

（財務省資料を基に作成）

（注）個人住民税についても同様の改正が行われました。これに伴い、改正前の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母）に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とすることとされました。

4 日本国外に居住する親族に係る扶養控除の見直し

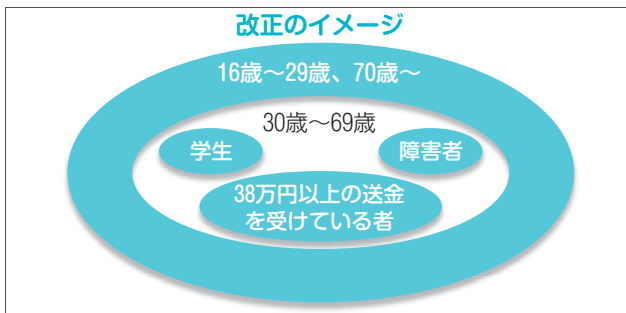
(所法2三十四の二、120、194、195、203の6、所令262、316の2、318の2、319の10、地法34、314の2)

日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用に関して、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられているために、国外で一定以上の所得を稼いでいる親族でも控除の対象とされているといった指摘がありました。

そこで非居住者である親族に係る扶養控除の対象となる親族の範囲が次のように制限されました。

改正前	改正後						
<ul style="list-style-type: none"> ● 16歳以上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 16歳以上30歳未満 ● 70歳以上 ● 30歳以上70歳未満の者であって次のいずれかに該当する者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 30px;">①</td> <td>留学により非居住者となった者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>障害者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者</td> </tr> </table> <p>(注) 上記①又は③に該当する者に係る扶養控除の適用を受けようとする居住者は、給与等若しくは公的年金等の源泉徴収、給与等の年末調整又は確定申告の際に、要件を満たす者であることを明らかにする書類を提出等し、又は提示しなければならないこととされました。</p>	①	留学により非居住者となった者	②	障害者	③	その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者
①	留学により非居住者となった者						
②	障害者						
③	その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者						

※ なお、一定の親族であることなどの要件に改正はありません。



(財務省資料を基に作成)

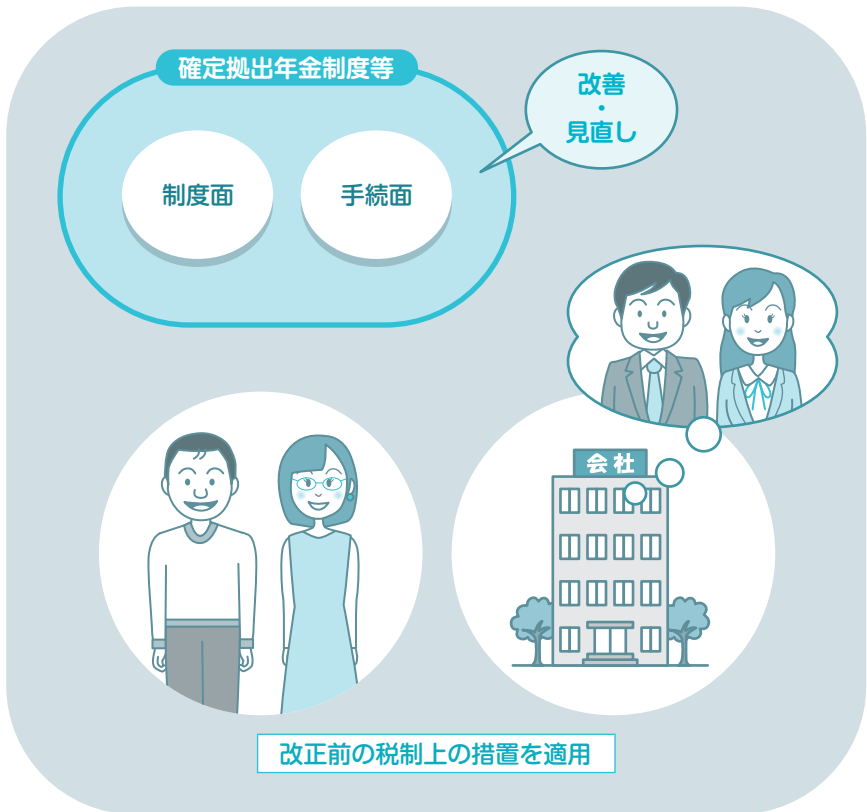
適用関係

上記の改正は、令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等及び令和5年分以後の所得税並びに令和6年度以後の個人住民税について適用されます。

(改所法等附1六、3、7～9、改地法等附1六、5、13)

5 確定拠出年金制度等の見直し

確定拠出年金制度及び農業者年金制度の加入可能要件について、企業型確定拠出年金制度は厚生年金被保険者であれば、個人型確定拠出年金制度及び農業者年金制度は国民年金被保険者であれば、それぞれ加入可能とされるなどより多くの企業・個人が制度を利用できるよう制度面、手続面の改善、見直しが行われます。これらの見直し等が行われた後も、改正前の税制上の措置が適用されます。



6

雑所得を生ずべき業務に係る所得の金額の計算等の見直し

(所法67、120⑥、232、所令196の2、196の3)

雑所得を生ずべき業務に係る所得の金額の計算や確定申告について、次の見直しが行われました。

その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額	見直し内容
① 300万円以下	その年分のその業務に係る雑所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入すべき金額をその業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができる特例（いわゆる「現金主義による所得計算の特例」）の適用ができることとされました。
② 300万円超	現金預金取引等関係書類を起算日から5年間、その者の住所地又は居所地に保存しなければならないこととされました。 （注1）現金預金取引等関係書類 …その業務に係る取引に関して相手方から受け取った書類及び自己の作成した書類のうち、現金の收受若しくは払出し又は預貯金の預入若しくは引出しに際して作成されたもの。 （注2）起算日 …現金預金取引等関係書類の作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日。
③ 1,000万円超	確定申告書を提出する場合には、その業務に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類をその確定申告書に添付しなければならないこととされました。

適用関係

上記①及び②の改正は令和4年分以後の所得税について、③の改正は令和4年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用されます。（改所法等附1四イ、5、7、11）

7 確定申告書の添付書類に関する改正

(1) 医療費控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類 (所法120④)

医療費控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類について、次の措置が講じられました。

- ① 改正前の医療保険者の医療費の額等を通知する書類の添付に代えて、次に掲げる書類の添付ができることとされました。

イ	審査支払機関の医療費の額等を通知する書類（その書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを含む。）
□	医療保険者の医療費の額等を通知する書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるもの

(注1) 上記の改正により、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により確定申告を行う場合においても、マイナポータルを使用して取得する審査支払機関の医療費の額等を通知する書類に記載すべき事項が記録された一定の電磁的記録の送信をもって、その書類の添付に代えることができることとなりました。

(注2) 審査支払機関…社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会。

- ② 電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により確定申告を行う場合において、次に掲げる書類の記載事項を入力して送信するときは、これらの書類の確定申告書への添付に代えることができることとされました。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、その送信に係る事項の確認のために必要があるときは、これらの書類を提示又は提出させることができることとされました。

イ	医療保険者の医療費の額等を通知する書類
ロ	審査支払機関の医療費の額等を通知する書類

(2) 寄附金控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類

(所規47の2③)

改正前の特定寄附金を受領した者の特定寄附金の額等を証する書類の添付等に代えて、地方公共団体と寄附の仲介に係る契約を締結した一定の事業者（以下「特定寄附仲介事業者」といいます。）の特定寄附金の額等を証する書類（その書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを含みます。以下同じ。）の添付等ができることとされました。

(注) 上記の改正により、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により確定申告を行う場合においても、特定寄附仲介事業者の特定寄附金の額等を証する書類に記載すべき事項が記録された一定の電磁的記録の送信をもって、その書類の添付等に代えることができること等となりました。

適用関係

上記の改正は、令和4年1月1日以後に令和3年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用されます。

(改所法等附1四イ、7②、改所規附1三、3)

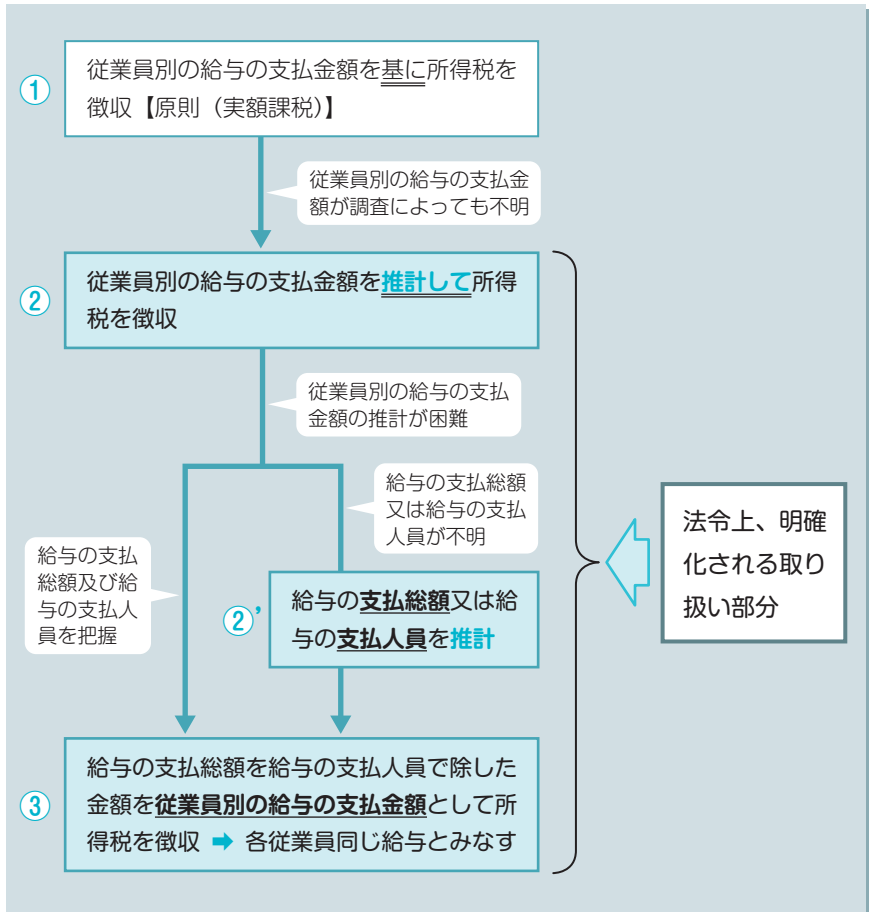
8 源泉徴収における推計課税の整備

(所法221、所令334の2)

改正前の制度においては、申告所得税においては推計課税の規定が明文で措置されていますが、源泉徴収については、推計課税ができる旨の明示的な規定はなく、また、その方法も確立していないことから、個人事業者等に対する調査の際の帳簿書類の提示がない場合など、その者における従業員別の給与の支払金額が不明である場合には、所得税の徴収が困難な事例も発生しています。

そこで今回、税務署長は、個人事業者等における従業員別の給与の支払金額

の推計が困難である場合には、各従業員に同じ額の給与を支払ったものとみなして所得税を徴収できることとし、推計により所得税を徴収できる旨が法令上明確化されました。



(財務省資料を基に作成)

適用関係

上記の改正は、令和3年1月1日以後に支払われる給与等、退職手当等及び報酬・料金等について適用されます。(改所法等附1ニイ、10)